

こどもの居場所に関する実態調査事業業務委託企画提案実施要領

1 業務目的

フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討するため、不登校児童生徒及びその保護者、県内のフリースクール等の子どもの居場所の状況等を把握する実態調査を行う。

2 業務委託の内容

こどもの居場所に関する実態調査事業業務委託仕様書（案）による。

3 事業費

9, 277千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) フリースクール等の子どもの居場所や不登校児童生徒の支援等について知見があり、委託業務に関するノウハウを有していること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
- (4) 県との業務打ち合わせ（随時実施）に、必ず出席できること。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年10月15日（火） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和6年10月22日（火）午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和6年10月29日（火）午後5時 |
| (4) 企画提案辞退期限 | 令和6年10月31日（木）午後5時 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書

別添「企画提案書」（様式1）に、別添業務委託仕様書（案）の内容に即した以下の事項を具体的に記載した企画書（任意様式）を添付して提出すること。

① 企画案

以下の内容を示すこと。

- a 調査項目等（学識経験者・有識者による検討を含む）に関する提案
- b 回答率の向上に関する提案
- c 集計結果の分析（学識経験者・有識者による分析を含む）に関する提案
- d 情報漏えい対策に関する提案

e その他、当事業の目的を達成するための効果的な提案

- ② 事業実施スケジュール
- ③ 委託業務の遂行に係る実施体制
- ④ その他、当事業で特記すべき事項

イ 参考見積書（任意様式）

- ① 別添業務委託仕様書（案）の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。
- ② 9, 277千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- ③ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

ウ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に搭載されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」（様式2）を提出すること。

エ 法人の概要書（任意様式）

- ・ 代表者、所在地、事業内容、経営状況、役員等を記載すること。
- ・ 過去の自治体等からの受託事業実績（業務名、契約金額、業務内容等）を記載すること。

オ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画提案書の提案は、1法人につき1案に限る。

イ 提案された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正等は認めない。また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

ウ 受託事業者決定後は、委託者と十分に協議しながら、具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

エ 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とすること。

オ 必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング等を求める場合がある。

カ 企画提案に係る質問は「9 提出先・問合せ先」において、10月22日（火）午後5時まで受け付ける。

(3) 提出部数

上記(1)ア、イ、エ、オ：各10部

上記(1)ウ：1部

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和6年10月29日（火）午後5時（必着）

(6) 企画提案の辞退

企画提案書提出後に辞退する場合は、令和6年10月31日（木）午後5時（必着）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

7 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった企画提案については、子ども福祉課及び関係課で構成する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

イ 委託契約については、原則として第1位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、企画提案選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上契約する。

ウ 応募が1法人のみであった場合又は審査の結果同点となった法人が複数あった場合は、企画提案選定委員会で協議の上決定する。

エ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選考基準

別添業務委託仕様書（案）に示す要件に基づく企画提案の内容について、以下の観点から総合的に判断する。

ア 企画提案が事業目的を達成する内容となっていること。

イ 事業スケジュールが実現可能なものであること。

ウ 事業を円滑に実施できる実施体制となっていること。

エ 経費の見積が、事業内容に対して妥当なものであること。

8 その他特記事項

(1) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めないものとする。

(2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体的な履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。

(3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

9 提出先・問合せ先

〒 890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県子ども政策局子ども福祉課子ども支援係 担当：折田，下里

電話：099-286-2809

F A X：099-286-5560

M A I L：k-shien@pref.kagoshima.lg.jp